

落書きのない美しいまち ヨコハマ

なぜ落書きをしてはいけないの？

他人のものを汚したり落書きしたりすることはよくないことだよ

それに落書きがあるとどんなまちにもえるかな？

なんだか汚いまちにみえるね

住んでいる人たちが大切にしていけないようなまちに見える

そうなんだよ！

落書きをそのままにしておくとは他の犯罪も起きやすくなると言われているんだ

えっ

だから横浜市には、横浜市に暮らすみんながそれぞれ落書きを防止して安全で安心なまちにしていくなために「横浜市落書き行為の防止に関する条例」があるんだよ

へええ！

落書きは犯罪です。

落書きは刑法の「器物損壊罪」！30万円以下の罰金がかかることも覚えておこうね！

落書きを防ぐにはみんなでパトロールをしたり、落書きされてもすぐに消すことが大事だよ！

なるほど

区役所では自治会町内会などに落書きを消すための道具を貸しているよ！

みんなできれいな横浜をつくるのね！

Q. 落書きされてしまったら？

それでも落書きされてしまったら、どうしたらいいのかな？

A. 落書きされてしまったら、早めに消すことが重要だよ！

① すぐに消す！

落書きされてしまった場合には、その建物を持っている人の承諾を取ったうえで、できるだけ早く消去しましょう。そのままにしておくとなら、新たに落書きをされてしまう可能性が高まります。

② できるところから何度でも消そう！

できるところから消しましょう！小さな活動の積み重ねがきれいなまちにつながります。

